

食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル項目（案）

総論

- 1 マニュアルの目的
 - ・本マニュアルの位置づけ及び目的
- 2 平時からの準備体制
 - ・本マニュアルに基づく食中毒による緊急時対応の周知
 - ・食中毒による緊急事態等において必要な書類等の整理
 - ・夜間休日に食中毒による緊急事態等が発生した場合において、直ちに参集すべき職員（第1次参集要員）の指定
 - 【資料3】「食品安全委員会第1次参集要員」のとおり
 - ・夜間休日を含む情報連絡体制の確立
- 3 食品安全委員会とリスク管理機関との連携
 - ・委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口の設置
 - 【資料4】「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」のとおり
 - ・リスク管理機関による委員会会合での食中毒に係る情報の報告
 - ・委員会及びリスク管理機関の実務担当者による定期的な情報交換

各論

- 1 初動対応編
 - 第1報の通報受理
 - ・食中毒による緊急事態等の発生の第一報の通報受理時における受付者の対応
 - 【様式1】「食品危害情報の通報受付票」を活用した情報の聴取等
 - ・受付者による第1報の情報連絡
 - 第1報の情報連絡
 - ・委員会内における食中毒による緊急事態等の第一報の情報連絡
 - 【資料1】「食品安全委員会緊急時連絡ルート」に基づく情報連絡の実施
 - ・リスク管理機関の情報連絡窓口への情報連絡
 - ・委員長による食品安全担当大臣への情報連絡、局内協議の開催等の必要事項の判断及び指示
 - ・事務局長による委員長からの指示事項の実施、事務局各課への指示
 - 第1次参集要員の対応
 - ・第1次参集要員の参集規定
 - ・参集時における第1次参集要員の具体的な対応事項
 - 【様式2】「食中毒危害要因シート」を活用した情報収集等
 - 初動対応方針の決定
 - ・局内協議による初動対応方針の決定
 - ・局内協議において主に検討すべき事項
 - 緊急対策本部の設置、食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの方法等について

2 対応策の実施編

情報収集

- ・情報・緊急時対応課による情報収集
食中毒に係る危害情報の収集先の特定（【資料5】「関係試験研究機関一覧」、【資料6】「海外からの主な情報収集源」）
- ・勧告広報課による情報収集
食の安全ダイヤル、食品安全モニターを通じた食中毒に係る危害情報の収集
- ・委員及び専門委員による情報収集
- ・職員等の現地派遣による情報収集
現地派遣が必要となりうる場合、派遣職員の現地における活動事項の具体化

緊急対策本部の設置

- ・委員長から食品安全担当大臣への緊急対策本部設置に係る緊急協議の要請

食品健康影響評価の実施

- ・食中毒による緊急事態等における、科学的知見に基づく、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施

勧告及び意見

- ・食中毒による緊急事態等において行った食品健康影響評価の結果に基づく、食品の安全性の確保のため講ずべき施策についての、内閣総理大臣を通じた関係各大臣に対する勧告
- ・食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理機関が行う施策の実施状況を監視し、必要に応じて内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して行う勧告
- ・食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じて関係行政機関の長に対して行う意見

情報の提供及びリスクコミュニケーション

- ・委員会会合、専門調査会の資料及び議事録のホームページ上への公開
- ・食品健康影響評価の結果、勧告及び意見の内容の公表
- ・Q & A、ファクトシートの活用
- ・意見交換会の開催

3 収束編

緊急事態等の収束

- ・委員長による緊急事態等の収束の判断
- ・再発防止策の実施

事後検証及びマニュアルの改定

- ・緊急時対応専門調査会による事後検証
- ・必要に応じたマニュアルの改定